



いちのせき

法人ニュース

第49号

主な内容

年頭のごあいさつ	2
平成28年度税制改正への法人会提言	3~4
税のひろば	6~7
法人会だより	8~11
まちのひろば	12



公益社団法人一関地区法人会

〒021-0867 一関市駅前1番地

TEL 0191-23-4243

FAX 0191-23-4330

<http://www.ichinoseki-hoj.jp/>

発行人/及川弘人

印刷所/トーバン印刷㈱

◆この広報紙は再生紙を使用しています。

年頭のごあいさつ



公益社団法人一関地区法人会
会長 及川 弘 人

新年あけましておめでとうございませう。会員の皆様におかれましては、穏やかな新春をお迎えのことと思ひます。

昨年、法人会ではマイナンバー制度をテーマとしたセミナーを数多く開催致しましたが、マイナンバー元年の二〇一六年がスタートしました。会員企業ではマイナンバー法に基づき諸準備を行つていたところでありませうが、運営上の細かいルール改正がまだ続いております、この法律が軌道に乗るまで、企業や事業所に対して、引き続き統制管理が求められると考へております。法律施行に伴う補完的な研修会の必要性が認められた場合、四月以降の新年度にセミナーの開催も検討してまいりたいと思ひます。

また二〇一七年四月から消費税率の再引き上げが予定されておる、個人消費等の景気に与える影

響を心配する面が多々ありませうが、法人会として情報発信に努め、怠りなく事前準備を進めてまいります。一関地区法人会では本年も、会員増強、e-Taxとダイレクト納税の普及に努め、自主点検チェックシートを活用し税務コンプライアンスの向上に努めてまいります。

国内経済を見ると中国等の新興国経済の減速、原油安が続いております、先行きの経営環境を慎重にみる企業が増加しております。地域経済は、高齢化や人口減少、空洞化といった構造的な課題を抱えておりますが、地域経済の活性化なくして日本経済の再生はありませう。法人会では税制面からも、地方経済活性化につながる税制改正提言を行つてまいります。会員の皆様の申年の「ご繁栄」と一層の躍進を祈念し、新年の挨拶といたします。

第32回 法人会全国大会「徳島大会」開催 平成28年度 税制改正に関する要望書提出

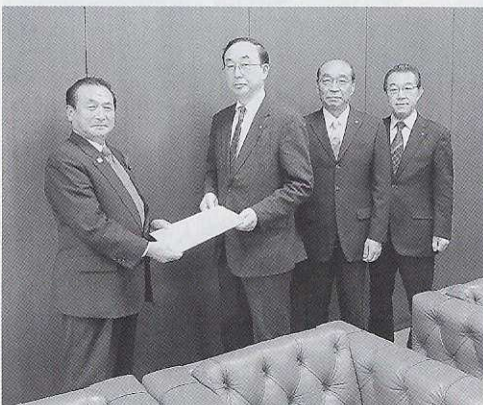
平成二十七年十月八日(木)、徳島市のアステイ徳島において、第32回法人会全国大会徳島大会が開催され、全国から約一八〇〇名の会員が参加しました。

第一部は大会の記念としてパネルディスカッションが行われ、株式会社いりどり代表取締役社長の横石知二氏と特定非営利活動法人グリーンバレー理事長の大南信也氏が、「日本の山里に、こんな仕事・移住企業もありませうよ」と題して、地方創生の独自のビジネスモデルについて語り合いました。

第二部は大会式典で、各表彰状の



勝部修市長、千葉大作議長へ提言書を提出



及川会長、小野寺顧問、阿部専務理事

贈呈、平成二十八年度税制改正に関する提言の報告、青年部会による租税教育活動の報告などが行われまし

た。この税制改正に望む提言を全国八十五万社の創意として地元法人会に持ち帰り、各自治体首長に要望書を提出します。

当会では十二月九日、及川会長、小野寺眞利顧問、阿部専務理事が一関市役所に勝部修市長、千葉大作市議会議長を訪ね、提言書を提出して、主要要望とその趣旨説明を行い、提言の実現を要望しました。

平成28年度 税制改正への法人会提言

法人会は来年度の税制改正に向けた提言をまとめました。会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどにも取りまとめられたもので、政府や関係省庁に実現を求めて要望運動を行っています。提言(要約)は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

○財政健全化目標を達成するには、厳しい財政規律の下で歳出・歳入両面からより堅実な数値目標を設定して地道に取り組むことが求められる。

- (1) 財政健全化は歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出は聖域を設けず具体的削減の方策と工程表を明示し着実に実行すべきである。
- (2) 消費税率10%への引き上げに当たっては、経済への負荷を和らげる財政措置も必要であるが、それが財政健全化の阻害要因とならないよう十分注意すべきである。
- (3) 国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長をも左右すると考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方
○持続可能な社会保障制度を構築す

るには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することである。

- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2) 医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率八十%以上を早期に達成する。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付のあり方を見直す。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所の整備など現物給付に重点を置いた方が効果的である。
- (6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないよう

な社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

○消費税引き上げは国民に痛みを求めらるることに変わりはなく、その理解を得るには地方を含めた政府・議会が「まず臍より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならぬ。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

○消費税率10%への引き上げにあたっては、前述した行政改革の徹底、歳出の見直しに本腰を入れるだけでなく、景気動向も十分注視する必要がある。

- (1) 軽減税率は事業者の事務負担、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、当面(税率10%程度までは)は単一税率が望ましい。また、インボイスについては、単一税率であれば現行の「請求書等保存方式」で十分対応できるものと考えるので、導入の必要はない。
- (2) 低所得者対策は現行の「簡素な給付措置」の見直しで対応するの

が適当である。

- (3) 現在施行されている「消費税軽減対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(4) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

5. マイナンバー制度について

○国は、制度の仕組みなどについて周知に努め、定着に向けて取り組んでいく必要がある。また、マイナンバー運用に当たっては、個人情報情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護が十分に担保される措置を講じることが重要である。

○マイナンバーによる国民の利便性を高めるためにも、e-Taxやe-LTAxを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図るべきである。同時に、システム構築面などで行政側のコスト意識の徹底も求めている。

6. 今後の税制改革のあり方

○今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化④国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政

策等との国際的整合性——などに
どう対応するかという視点等を踏
まえ、税制全体を抜本的に見直し
ていくことが重要な課題である。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率20%台の早期実現

○アジアや欧州各国との税率格差は依然として残っているうえ、社会保険料を含めた企業負担は年々高まっており、国際競争力や外国資本の対日投資面などで懸念が指摘されている。こうした観点から、法人の税負担は地方税を含めて軽減する必要がある、「20%台」は早期に実現すべきである。

○税率引き下げの代替財源については、財政健全化目標との関係なども踏まれば、引き続き恒久財源の確保を原則とすべきで、具体的財源は税制全般の改革の中で検討されるのが望ましい。

(1) 我が国の立地条件や国際競争力強化などの観点から、早期に欧州、アジア主要国並みの20%台の法人実効税率を実現する。

(2) 代替財源として課税ベースを拡大するに当たっては、中小企業に十分配慮すべきである。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

(1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和五十六年以来、八〇〇万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額

を、少なくとも一六〇〇万円程度に引き上げる。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限が平成二十八年三月末までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。
② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計三〇〇万円)を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。

(1) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

① 株式総数上限(三分の二)の撤廃と相続税の納税猶予割合(80%)を100%に引き上げる。

② 死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、五年経過時点で免除する制度に改める。

③ 対象会社規模を拡大する。

(2) 親族外への事業承継に対する措置の充実

(3) 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業承継税制の創設

III 地方のあり方

○地方分権の必要性は、国・地方の財政や行政の効率化を図るだけでなく、地方活性化という観点からも強調されてきた。そしてその基本理念が地方の自立・自助にあることも指摘されてきた。政府が進める地方創生でもこの基本理念を十分に認識する必要がある。

○我が国の財政を健全化するためには、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。地方交付税改革をさらに進め、地方行政に必要な安定財源の確保や行政改革についても、自らの責任で企画・立案し実行していくことが重要である。

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。

(2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体(人口三十万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3) 地方においても、それぞれ行

財政改革を行うために、民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」のような手法を広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラス・バイ・レス指数(全国平均ベース)が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は、大胆にスリム化するともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV 震災復興

○今年(五年間)の集中復興期間の最終年となるが、被災地の復興、産業の進展はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの
手続きがインターネットで行えます。



国税電子申告・納税システム

e-Tax

電子申告で
効率UP!

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、
簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

所得税及び復興特別所得税の確定申告期間中は
e-Taxが24時間利用※できるので、
国税庁HP「確定申告書等作成コーナー」
を利用して申告書等を作成すれば、
時間を選ばず自宅で手続きが行えます。

※メンテナンス時間を除きます。

e-Taxを利用して所得税及び
復興特別所得税の申告をすると
こんなメリットが!

添付書類の
提出省略^(注)

還付が
スピーディー

(注) 法定申告期限から5年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。



法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

さらに詳しくは
WEBへ

イータックス

検索

www.e-tax.nta.go.jp

確定申告情報

確定申告書作成会場を開設します！

- ◇期間…2月8日(月)～3月15日(火) (土曜、日曜、祝日を除く)
※確定申告書作成会場開設期間前を含め、一関税務署の庁舎内には、申告書作成会場を設置していませんので、ご注意ください。
- ◇受付時間…9時～16時
- ◇場所…岩手日報社一関ビル3階大ホール(一関税務署向かい)
※駐車場の台数に限りがありますので、公共交通機関等のご利用をお願いします。
- ◇問い合わせ先…一関税務署 TEL 0191-23-4205
* 確定申告に関するご質問等は「確定申告電話相談センター」(音声案内で0番を選択)でお答えします。
確定申告電話相談センターには、東北税理士会の会員税理士にも従事いただいております。

確定申告書は、自宅で作成し郵送で提出できます！

申告書作成会場は大変混雑し、長時間お待ちいただく場合があります。
是非、ご自宅での申告書作成に国税庁ホームページの
「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。



さらに

**国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」には
メリットがいっぱい!!**

1 いつでも利用可能！

確定申告期間中は、24時間いつでも好きな時間にゆっくりとご利用できます。

2 自動計算機能！

毎年の税制改正に対応した自動計算機能により、計算誤りのない申告書等を作成することができます。

3 前年データの利用可能！

作成した申告書データを保存しておけば、保存したデータは翌年の申告でも利用することができます。

申告書は印刷して郵送提出！

- ・印刷は、「カラー」でも「白黒」でもOK！
- ・プリンタが無くても、PDFファイルで保存すれば、コンビニ等で出力が可能！

※提出の際は、申告書と同時に出力される「提出書類等のチェックシート」を活用しましょう！

岩手県からのお知らせです

平成28年1月から、県税の手続きでもマイナンバーを利用します

平成28年1月1日から、県税関係の申告書などにマイナンバーの記載が必要となります。

マイナンバー制度の開始に伴い、平成28年1月1日以後に提出する県税関係の申告書、申請書、届出書にも、マイナンバー(法人の場合は法人番号)を記載することが必要となります。

マイナンバーを記載した申告書などを提出する際の本人確認では、番号確認と身元(実在)確認を行います。

個人の方がマイナンバーを記載した申告書などを提出する際には、本人確認として、①番号確認(正しい番号であるかの確認)と②身元(実在)確認(提供を行う者が番号の正しい持ち主であることの確認)の2つの確認を行い、本人以外の者による成りすましを防止します。

番号確認、身元(実在)確認に必要な書類などは、次の表の1または2のとおりです。

	番号確認	身元(実在)確認
1	個人番号カード または	
2	通知カードまたは住民票(番号付き)など + 運転免許証またはパスポートなど	

※「個人番号カード」を提示する場合には、番号確認と身元(実在)確認がこのカードのみで可能です。

◇問い合わせ先… 〒021-8503 一関市竹山町7-5 県南広域振興局一関県税センター
電話 0191(26)1420 FAX 0191(23)9634

【県ホームページ】 URL : <http://www.pref.iwate.jp/>

税番号制度 [サイト内検索](#)

平成28年度申告相談が始まります

前年所得の申告内容が、平成28年度の市県民税を適正に課税するためのほか、国民健康保険税等の計算や所得課税証明書、保育料の決定など、各種行政サービスの基礎資料にもなります。事前に必要な書類を準備して3月15日(火)までに申告をお願いいたします。

○申告受付開始

- ◇一関・花泉・藤沢地域 2月8日(月)～
- ◇千厩地域 2月15日(月)～
- ◇室根地域 2月16日(火)～
- ◇大東地域 2月4日(木)～
- ◇東山地域 2月10日(水)～
- ◇川崎地域 2月12日(金)～

※お住まいの地区ごとに会場・指定日が異なります。

○主に次のような場合に市県民税の申告が必要となります。

- ・年末調整済みの給与の他に所得のある方
- ・医療費控除、寄付金控除などを受ける方
- ・公的年金収入400万円以下でも他に所得のある方、または各種控除を追加される方 etc.

○申告書の送付

昨年度の申告状況を基に、市県民税申告が必要と思われる方には1月下旬ころに申告書を郵送いたします。申告書が郵送されていない場合でも、市県民税申告の必要な方は、郵送または申告相談会場で申告してください。

○簡単便利な郵送申告

市県民税申告書は郵送でも受け付けます。3月15日(火)までに必要書類を添付して、申告書を郵送してください。申告内容を確認する場合がありますので必ず電話番号の記入をお願いいたします。添付書類や申告書の控えの返送を希望する方は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

申告要件や会場日程、必要書類など詳しくは、広報いちのせき「I-Style」1月1日号、または一関市ホームページをご覧ください。

一関市ホームページ>暮らしの情報>税金
<http://www.city.ichinoseki.iwate.jp>

◇問い合わせ先… 一関市役所 本庁税務課市民税係 TEL 0191-21-2111 内線 8244~8247

法人会だより

マイナンバー制度 対策セミナー

平成二十七年七月十七日(金)と八月十一日(火)に、マイナンバー導入後の企業の実務対応のためのセミナーを開催しました。

講師には社会保険労務士の野澤直子氏をお迎えし、マイナンバー制度の基礎知識から企業実務での対応、整備すべき規程や案内文書を、ひな形を提示し詳しく解説していただきました。



また、十月二十七日(火)にマイナンバー対応「規程・書式集」を全会員へ配布しました。



中小企業会計啓発 普及セミナー

平成二十七年七月二十三日(木)、両磐地域職業訓練センターにおいて、独立行政法人中小企業基盤整備機構との共催事業「中小企業会計・啓発セミナー」を開催しました。

中小企業の経営分析力、資金調達

力、受注拡大力を強化するため、中小企業庁が作成、公表している「中小企業の会計」の普及を図るセミナーです。

講師の中小企業診断士 土岐徹朗氏に「中小会計要領」(中小機構作成)活用のリポート、財務会計の基本、税制改正のポイントなどを解説していただきました。



第二回一関地区法人会長杯 ソフトボール大会

平成二十七年十月三十一日(土)十一月一日(日)、川崎町川崎運動広場において、第三回目となる一関地区法人会長杯東北中学校新人ソフトボール大会を開催しました。



「税を考える週間」 特別講演会

平成二十七年十一月十六日(月)、ベ

リーノホテル一関において開催しました。

行政書士の「ごころ亭久茶」さんをお招きし、「落語で学ぶ 相続・遺言・後見」と題して、相続問題、遺言書について、落語風にご講演いただきました。



いちのせき TOCセミナー

平成二十七年十一月十九日(木)二十日(金)、一関商工会館大会議室において、一関市工業課との共催事業「いちのせきTOCセミナー」を開催しました。

(株)こぎよう 森本繁生氏を講師に、全体的な管理哲学の制約条件の理論(TOC)をゲーム形式で体感しながら学びました。



納税表彰おめでとうございます

平成27年度納税表彰の一関税務署長表彰式が「税を考える週間」中の11月11日(水)にホテルサンルート一関にて挙行されました。

当会の活動を通じて多年にわたり率先して正しい税知識の普及と納税道義の高揚に尽力されたとして次の皆さまが表彰の栄誉に輝きました。(敬称略)

☆一関税務署長表彰

- 副会長 小山 征男 (株オヤマ)
- 副会長 佐藤 登 (有佐登工業)



新会員紹介(平成27年1月~12月)どうぞよろしく!

(敬称略)

法人名	代表者名	住所	業種
(株)門崎	千葉 祐士	川崎町薄衣	飲食店・精肉小売
(有)岩新	岩淵 丙虎	東山町長坂	小売業
(有)マルエ	熊谷 和範	東山町長坂	小売業
千厩まちづくり(株)	北田 文人	千厩町千厩	小売業
(株)プロ・フィールディングオヤマ	佐々木 勤	千厩町千厩	家電販売
(株)ネット保険ショップ	松倉 忠	一関市三関	保険代理業
(一社)一関観光協会	岩井 確司	一関市駅前	観光業
(株)ガーデンなかじま	斎藤 正和	室根町折壁	生花植木小売業
プロフィット企画	高橋 誠作	一関市南新町	不動産業
(株)京屋染物店	蜂谷 悠介	一関市大手町	染色・縫製業
(株)友誠	菊池 誠治	大東町大原	建設業

法人会の租税教室

- 青年部会
 - ・ 厳美小学校 十一月二十七日
 - ・ 平泉小学校 十二月十五日
 - ・ 一関小学校 十二月二十一日
- 一関支部
 - ・ 中里小学校 十二月十六日
- 千厩支部
 - ・ 千厩小学校 十一月五日
- 川崎支部
 - ・ 川崎小学校 十一月九日
- 大東支部
 - ・ 興田小学校 十二月二日
- 室根支部
 - ・ 室根東小学校 九月十八日
- 藤沢支部
 - ・ 藤沢小学校 一月二十日

次代を担う児童の皆さんに、税の重要性を正しく理解し、関心をもつていただくため、当会では租税教室を行っています。
 当会会員が一関管内の小学校を訪問し講師となり、税金についての説明やクイズ、レプリカを使用し一億円の重さ体験など、楽しく学び、税への関心を高めます。
 また女性部会では、小学生を対象に税をテーマにした「税に関する絵はがきコンクール」を開催しています。



青年部会



川崎支部



一関支部



室根支部



大東支部

税に関する絵はがきコンクール

平成27年度 第8回 税に関する絵はがきコンクール

税に関する絵はがきコンクールは、小学生を対象に、税金についての理解を深め、関心を高めることを目的として開催されています。

開催内容

1. 絵はがきコンクール
2. 表彰式
3. 発表会

応募資格

一関地区1歳児
一関地区法人会

「税に関する絵はがきコンクール」係

02100607

法人会

各支部活動

◆一関支部

総会記念講演

平成二十七年五月十八日(月)

一関税務署長講話

第二十四回会員親睦旅行

平成二十七年十月二十八日(水)

陸前高田、大船渡、釜石方面

税務セミナー

平成二十七年十二月八日(火)

講師：プロフィット企画

葛西五郎氏



◆花泉支部

マイナンバーセミナー・会員親睦ゴルフコンペ

平成二十七年十一月十二日(木)

◆平泉支部

経営講習会・会員親睦ゴルフコンペ

平成二十七年五月二十七日(水)

講師：平泉町観光商工課長

稲葉幸子夫氏

マイナンバー制度講習会

平成二十七年九月十七日(木)

講師：一関税務署 成田 誠氏

経済講演会・平泉町企業懇談会

平成二十七年十一月二十六日(木)

講師：おらが大槌夢広場

白沢和行氏



◆大東支部

会員親睦ゴルフコンペ

平成二十七年五月二十七日(水)

先進地視察研修

平成二十七年六月七日(日)

八戸館鼻壁朝市他



四団体合同研修会

平成二十七年九月九日(水)～十日(木)

つくば市JAXA宇宙センター他

◆藤沢支部

経営講習会・会員親睦ゴルフコンペ

平成二十七年五月二十一日(木)

講師：岩手銀行藤沢支店長

高橋信明氏

マイナンバーセミナー

平成二十七年十月十九日(月)

講師：税理士 菅原祐一氏

◆川崎支部

敬老会へ長寿者番付表贈呈

平成二十七年九月十九日(土)

川崎体育センター

講演会

平成二十七年十二月十一日(金)

講師：県南広域振興局長 堀江淳氏

◆千厩支部

総会記念講演

平成二十七年六月二日(火)

講師：サンドビックツールリングサプ

ライジャパン 鈴木幹治氏



三団体合同研修視察

平成二十七年十一月二十日(金)～

二十一日(土)

福島県白河市・茨城県つくば市K

EK他

◆東山支部

唐梅館絵巻

平成二十七年九月二十七日(日)

唐梅館総合公園

第三十八回東山地域商工業者懇談会

平成二十七年十一月二十四日(火)

◆室根支部

合同視察研修

平成二十七年九月二十七日(日)～

二十八日(月)

栃木県・群馬県方面

会員研修会

平成二十七年十二月十一日(金)

講師：室根まちづくり協議会長

三浦幹夫氏



青年部会

○マイナンバー講習会

平成二十七年五月二十二日(金)
講師…一関税務署 二階堂裕明氏

○社会貢献活動

平成二十七年七月十九日(日)
復興支援チャレンジフットサル
マッチボールでつなぐ絆
会場…東山総合体育館

○第二十回研修の集い・花北大会

平成二十七年
九月十八日(金)
会場…ホテル
グランシエール
花巻他
参加者…
二〇名
(当会より十二名)



○税務セミナー(ふるさと納税)

平成二十七年十月十四日(水)
講師…一関市いきがいきづくり課
小山貴史氏

○租税教育活動

平成二十七年十月十四日(水)
部会内で租税教室講師養成研修会
を開催。
平成二十七年十一月十二日(木)
租税教育用下敷きを一関教育委員
会と平泉町教育委員会へ寄贈し、管

内の小学校六年生全員に配布。
(三十五校、一二五八枚)

○第二十九回法人会全国青年の集い 茨城大会

平成二十七年
十二月二十日(金)
会場…茨城県
立県民文化セン
ター他
参加者…
二二〇〇名
(当会より五名)



○総会記念講演

平成二十七年五月二十五日(月)
講師…一関信用金庫理事長
及川弘人氏

○社会貢献活動

平成二十七年十一月五日(木)

女性部会

○第十回全国女性フォーラム福岡大会

平成二十七年四月十六日(水)
会場…ヒルトン福岡シーホーク
参加者…二六六七名(当会より四名)



被災地応援
視察研修
宮城県
(石巻市・女
川町方面)

川町方面)



○第十七回特別研修の集い・宮古大会

平成二十七年七月十六日(木)
会場…浄土ヶ浜パークホテル
参加者…二三三名(当会より十三名)



○租税教育活動

平成二十七年十一月十七日(火)
一関税務署会議室において、工藤
耕一税務署長講話と、成田誠統括官
による税制改正等の説明を受けた。

○租税教育活動

平成二十七年十一月十二日(木)
小学生を対象に「税に関する絵は
がきコンクール」を開催中。
一関市教育委員会を訪問し、小菅
教育長へご協力をお願いした。
応募締切日
平成二十八年一月二十日(水)

消費税期限内納付 推進運動 実施中!

消費税の期限内
納付を忘れずに。

法人会

- 消費税は消費者からの預かり金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※1)。

消費税には
申告・納付期限^(※2)
があります。

申告・納付には
e-Taxが
利用できます。

個人事業者の方
は振替納税も
利用できます。

- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) ^(※4)

※1 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
※2 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヶ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
※4 直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税を含まない年税額)が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書」を提出する旨の届出書を提出した場合には、自動的に中間申告・納付することができます。

千厩町

ひなまつりで
まちづくり

千厩支部 千葉幸男

「せんまやひなまつり」は、市内外から八千人の人が訪れる春の風物詩になっています。

これまで、地域の中でどちらかと言えば表舞台に出る機会が少なく、裏方を担う縁の下の力持ちであった女性たちが、冬場の人通りの少ない商店街に「ひなまつりを通して活を取り戻したい」と立ち上がったのです。

蔵サポーターの会と一関商工会議所女性会千厩支部などが実行委員会を組織し、せんまや逸品の会などの後援を受け、「せんまやひなまつり」を運営して来しました。

運営に携わっている女性たちは、昨年より今年、今年より来年と、進化を求めて学び合い支え合いながら、眩いばかりの輝きを放っています。

輝く女性が増えると、家庭や地域が明るくなる、家庭や地域が明るくなると、街に活気が生まれます。「せんまやひなまつり」は、まちづくりには欠かすことのできない重要なイベントとなっています。



今年で九回目を迎える「せんまやひなまつり」

は、二月十一日(木)から三月三日(木)まで、千厩酒のくら交流施設と千厩商店街で開催されます。

メイン会場の千厩酒のくら交流施設には、蔵サポーターや地域の女性たちがそれぞれ趣向を凝らし、丁寧な針仕事で完成させた多数のつるし雛と、明治から昭和にかけての豪華なひな壇飾りが展示されます。

商店街においても、商工会議所女性会会員や逸品の会会員が競って艶やかなひな飾りとつるし雛を展示し、店内に彩りを添えます。

また、商店街のひなまつり参加店を巡りスタンプを集めると、抽選で一関温泉郷ペア宿泊券や地場産品が当たるイベントを企画しております。さらに町内の飲食店では、ひなまつり開催期間限定の「ひな御膳」や「ひな弁当」が味わえます。

- ・開催期間 二月十一日(木)～三月三日(木)
- ・会場 千厩酒のくら交流施設(主屋)
- 千厩商店街(参加店)
- ・入場料 千厩酒のくら交流施設(主屋)内の見学は、入場料二百円。

商店街参加店の見学は無料。期間中は、様々なイベントが皆さんをお待ちしておりますので、ぜひご来場ください。

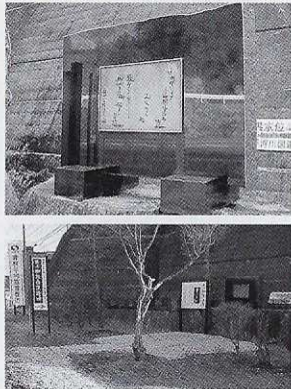
川崎町

柳原白蓮の歌碑周辺
整備について

川崎支部 千葉拓夫

NHK連続テレビ小説「花子とアン」(平成二十六年三月三十一日～九月二十七日放送)で、仲間由紀恵さんが演じる葉山蓮子のモデルとなった歌人・柳原白蓮(本名燐子)の歌碑が、一関市役所川崎支所に隣接する川崎農村環境改善センター脇に建立されています。白蓮と川崎地域との関わりは、昭和二十七年九月(当時、白蓮六十七歳)に遡ります。白蓮が高木邦子女史(三笠宮妃殿下御母堂)を伴われ、みちのく講演行脚の旅の帰途に、当時、故天童金市さん(旧川崎村商工会初代会長)が主宰する薄衣村(現一関市川崎町)の東安寺で開催された和歌同好会・諏訪吟社の十五周年記念歌会に出席された後、天童さん宅に立ち寄られ、同家所蔵の書画帳に東北の旅情を詠んだ歌「はるばると 来つるものかも みちのくの 旅のころに あきの風吹く」

白蓮 昭和二十七年 秋
を揮毫されたとのこと。揮毫を



柳原白蓮の歌碑周辺整備後の現在の様子

れた貴重な歌を後世に遺そうと、昭和六十二年に天童氏を中心とした歌碑建立委員会が、天皇即位六十年奉祝と川崎村三十周年を記念し、歌碑の建立が実現されました。建立から二十七年を経た平成二十六年十二月の歌碑の周辺整備事業については、NHK朝の連続テレビ小説「花子とアン」で一躍話題となった白蓮、主人公村岡花子の腹心の友である白蓮の歌碑が川崎町にあると新聞等で取り上げられ、これを一目見ようと川崎町を訪れる方が多くなりました。来町される方々に対する「おもてなし」の一環として、歌碑の説明板設置並びに駐車スペースの確保など、川崎町女性協議会の呼びかけで、地域を上げた今回の周辺整備事業への取り組みへと発展したものです。このように先人達の功績を偲び、貴重なわが町の財産を地域ぐるみで守り、後世に引き継いでいこうとする精神は、いつの時代であっても変わりぬものであり続けたいものです。

案内版と説明板の設置

